飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業

地域協議会規約

令和〇年〇月〇日制定

（名称）

第１条 本会は、〇〇地域協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条 協議会は、〇〇市（町村）を対象とし、酪農経営、肉用牛経営、〇〇市町村、〇〇農業協同組合等が連携して、地域の飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料を生産する取組等を実施することを目的とする。

（事業）

第３条 協議会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）飼料生産計画の作成の他、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業の実施に必要なこと

（２）その他協議会の目的を達成するために必要なこと

（構成）

第４条 協議会の会員は、第２条の目的に賛同する次のものとする。

（１）酪農経営者

（２）肉用牛経営者

（３）〇〇TMRセンター（注：酪農経営者又は肉用牛経営者等で組織された飼料生産組織）

（４）〇〇市、〇〇町、〇〇村

（５）〇〇農業協同組合（注：農業者団体）

（６）その他〇〇

（入会手続き）

第５条 本会の入会希望者は、本規約に同意して入会申請書を事務局に提出し、幹事会の承認を得るものとする。

２　前項の規定に拘らず、次の幹事会が開催されるまでの間、事務局は入会希望者を準会員として登録できる。

（会費）

第６条 会費は〇〇円とする（又は会費は無料とする）。

（脱会及び抹消）

第７条 本会員は、幹事会の承認を得て脱会することができる。

２　本会の規約を誠実に遵守しない会員、または本会の目的に反する行為を行った会員は、幹事会の承認を経て登録を抹消できる。

（会員の責務）

第８条 会員は、第３条の（１）の事業に参加する場合は、事業の要領に従い、適切に取組を実施しなければならない。

２ 会員は、本会の事業を行う際に知り得た個人情報等を事業の目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。

（役 員）

第９条 本会に、次の役員を置く。

（１）会長 　１名

（２）副会長　１名

（４）幹事 　〇名

（５）監事 　１名

２ 前項の役員は、総会にて選任する。

３ 会長、副会長、監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の任期）

第１０条　役員の任期は３年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

（役員の職務）

第１１条　役員は、次の職務を行う。

（１）会長は、本会を代表し、会務を統括する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

（３）幹事は、幹事会を構成し、会の運営に係わる事項を審議するとともに、各種事業計画等を立案・遂行する。

（４）監事は、本会の会計及び業務を監査し、総会において報告する。

（総 会）

第１２条 総会は、年１回会長の招集によって開催するものとし、過半数の会員の出席をもって成立するものとする。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）会員現在数の三分の１以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があった場合

（２）会長が必要と認めた場合

３ 総会の議長は、会長がこれにあたる。

（総会の議決事項）

第１３条　総会は、次に掲げる事項を審議、決定する。

（１）事業計画及び収支予算

（２）事業報告及び収支決算

（３）第３条第１号の事業の交付金の利用方法

（４）役員の選任、規約の改正、その他本会の運営に関する重要な事項

２　すべての議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（書面又は代理人による表決）

第１４条　やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

２　前項の書面は、総会の開催前までに協議会事務局に到着しないときは、無効とする。

３　第１項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

４　第１３条第２項の規定の適用については、第１項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第１５条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

２ 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第２０条第４項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した構成員の氏名

（３）議案

（４）議事の経過の概要及びその結果

３ 議事録は、第１８条第１項の事務局に備え付けておかなければならない。

（幹事会）

第１６条　幹事会は、必要に応じて会長が招集して開催するものとし、会長、副会長及び幹事の過半数の出席をもって成立するものとする。

２ 幹事会は、第１７条に定める事項について審議するとともに、本会の健全な運営遂行にあたらなければならない。

３ 幹事会の議長は、幹事の中から互選する。（又は会長がこれにあたる）

（幹事会の議決事項）

第１７条　幹事会は、次の事項を審議、決定する。

（１）総会に付議する事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）会員の入退会に関する事項

（４）その他幹事会において必要と認めた事項

２ すべての議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（事務局）

第１８条　協議会の事務局は、○○○○に置く。

２ 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

３ 事務局長は、会長が任命する。

４ 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

（業務の執行）

第１９条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

（１）会計処理規程

（２）事務処理規定　※

（３）文書取扱規程　※

（４）公印取扱規程　※

（５）内部監査規程　※

※地域協議会の体制を考慮し、必要に応じて規程を設けること

（書類及び帳簿の備付け）

第２０条 協議会は、事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付ける。

（１）事業の実施に関する書類

（２）協議会規約及び前条各号に掲げる規程

（３）役員等の氏名及び住所を記載した書類

（４）収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

（５）その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

（事業年度）

第２１条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わるものとする。

（資金）

第２２条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

（１）飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業にかかる交付金

（２）会員の会費

（３）その他の収入

（資金の取扱い）

第２３条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

（事務経費支弁の方法等）

第２４条 協議会の事務に要する経費は、第２０条各号の資金からの収入をもって充てる。

（事業計画及び収支予算）

第２５条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

（監査等）

第２６ 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

（１）事業報告書

（２）収支計算書

（３）その他必要な書類

２ 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

３ 会長は、第１項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第１８条第１項の事務局に備え付けておかなければならない。

（飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事事業の実施）

第２７条　飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業（以下「エサ活事業」という。）の実施に当たっては、関係法令、要綱及び要領に基づき実施するものとする。

２ 第１８条第１項の事務局は、エサ活事業への参加者を取りまとめ、参加者の同意を得て飼料生産計画等の申請書類の作成するものとする。

３　会長は、エサ活事業の適切な実施を確保するため、事業に参加する会員に対し指導を行うものとする。

４ 会長は、都道府県及び地方農政局等へのエサ活事業に関する申請書類等の提出を行うものとする。

５　エサ活事業の交付金については、第１３条第３号で決定された利用方法に基づき、会計処理規定に従い処理するものとする。

（その他）

第２８条　この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。

（附 則）

この規則は、令和〇年 〇 月 〇 日より有効とする。